

佐世保市監査委員公表第18号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

基地政策局 分

令和8年4月22日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦
佐世保市監査委員 井上 友子



08 基地 第 2 号

令和 8 年 4 月 17 日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様
佐世保市監査委員 井上 友子 様

佐世保市長 宮島 大典



監査結果に対する措置について（通知）

令和 8 年 3 月 5 日付、佐世保市監査委員報告第 35 号で提出された監査結果報告について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

以 上

佐世保市監査事務局
令和 8 年 4 月 20 日
第 号

措置通知書

基地政策局

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 支出事務</p> <p>① 旅費（概算払）において、佐世保市財務規則第118条第2項で「概算払を受けた者は、その用件終了後7日以内に精算書により…会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。</p> <p>② 食糧費（資金前渡）において、佐世保市財務規則第110条第2項第2号で「…前渡金にあつては、その用件終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、その支払いを証する書類を添付して…会計管理者に提出すること。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。</p>	<p>規則は認識していたものの、担当者が精算処理を失念しており、また、支出命令権者や財務事務適正化推進役における精算処理期限の管理が十分でなかったため、会計管理者への精算書提出が遅延したものです。</p> <p>今後は、旅費の概算払を支出した際、局内職員の共有カレンダー（グループウェアのスケジュール）に用件終了の翌開庁日を精算処理日として記載し、また精算処理が完了したら同カレンダーに完了と記載することで、処理遅延を防ぎ、複数職員で精算処理を確認できるよう管理体制を整えました。</p> <p>規則は認識していたものの、支払先からの領収証の受領が遅れたため、会計管理者への精算書提出が遅延したものです。</p> <p>今後は、支払先へ支払時に領収証を発行いただくよう事前に依頼と確認を徹底するとともに、食糧費（資金前渡金）を支出した際、局内職員の共有カレンダー（グループウェアのスケジュール）に用件終了の翌開庁日を精算処理日として記載し、また精算処理が完了したら同カレンダーに完了と記載することで、処理遅延を防ぎ、複数職員で精算処理を確認できるよう管理体制を整えました。</p>